

第 9 1 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年11月19日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年11月19日(月) 午前 9時46分
- 3 閉会の日時 平成30年11月19日(月) 午前10時17分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	欠	6	申田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 森本 章男 参事監 箕浦 勝宏
 参事監 真田 明彦 総務・農政担当課長 倭 信幸
 農地担当課長 佐藤 孝司 農地担当課長補佐 竹田 了久
 農地担当係長 入江 貢 副主査 橋本 聡実
 副主査 清水 洋子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

ており非耕作地はありません。申請地は、自宅の隣接地で、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約44アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から5番の5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1ページ6番、増反による所有権移転です。受人は現在約1.7ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在約45アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在約1.5ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約1.1ヘクタール農地

を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約41.1ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと、また取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、受贈と借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約1.7ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、施設利用者の就労作業による使用貸借権の設定です。期間は平成30年12月1日から5年間です。取得後の全ての農地を利用すること、地域との関係などを見ても問題がないこと、農地法施行令第2条第1項ハの社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、当該目的に係る業務の目的に必要な施設の用に供すると認められることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 6番から13番の8件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から13番の13件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は13件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 3ページ1番、申請地は平成30年2月締めで農振除外の申し出がなされ、除外相当で協議済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農家住宅及び農業倉庫です。申請人は現在、東区西大寺中野のアパートに家族5人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、耕作地に

近接して耕作に便利な申請地に農家住宅と農業倉庫を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は太陽光発電施設です。申請人は現在津山市在住で高齢であり、申請地は現在耕作ができておらず、耕作の目処がたたない状態にあり、申請地が荒地になるよりは有効利用を考えて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(2)は1番、2番の2件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)は2件を、許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、1番の申請人が近藤委員ですので、近藤委員退出をお願いします。

近藤委員退出

議長 それでは事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 4ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区高屋の自己所有のマンションに家族4人で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、マンションを売却し、実家に近く、両親の面倒も見やすい、申請地を妻の父から使用貸借して自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、中区下の自宅に事務所を置き、建設業を営んでいます。中区長利を中心に岡山市内の土木工事・舗装工事を請け負っていますが、現在の露天資材置場を返却しなければならず、同じ県道沿線上で利用しやすい申請地を、申請人が役員をしている会社のために、貸露天資材置場にし

ようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を事務局から，報告願います。

事務局 事務局から，報告します。1番，2番の2件について協議したところ，協議会では許可意見となっています。引き続きのご審議を，願います。

議長 協議会の報告がありました。委員さん，何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を，願います。

橋本副主査 4ページ3番，平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，南区新福二丁目の借家に家族3人で居住していますが，農作業の手助けをするのに効率がよく実家にも近く，両親及び祖母の面倒を見るのに便利な，母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが，集落に接続した住宅に該当し，母の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

4番，平成30年2月締めで農振除外の申し出があり，除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，赤磐市松木の借家に夫婦2人で居住していますが，実家に近く農繁期等にも協力するのに便利な父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが，集落に接続した住宅に該当し，父の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

5番，申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，東区邑久郷の実家に両親と祖母を合わせて7人で居住していますが，子供の成長に伴い家財道具も増え手狭となったため，将来両親の世話もできる実家に近く農地にも近い，父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

6番，平成30年2月締めで農振除外の申し出があり，除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，中区今在家の借家に家族3人で居住してい

ますが、子供の成長に伴い家財道具も増え手狭となったため、高齢の祖父母と父母の日常生活の手助けができ、農地の隣で便利な祖父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は農用地区域内の農地と判断され、転用目的は孵卵場施設で所有権を移転します。受人は現在、南区福富西二丁目で孵卵場、赤磐市及び兵庫県赤穂郡で種鶏場を運営していますが、需要の拡大や最新機器の導入に伴い、孵卵場施設を増設する必要があり、周辺に住居が少なく地元関係者等の同意も得られた申請地に孵卵場施設を建築しようとするものです。

農用地ですが、農業用施設であり農用地利用計画に指定された用途と判断され、例外的に許可が可能です。転用面積については、3日で627,000羽を出荷する計72台の機材が入る約3,900平方メートルの孵卵場や駐車場の計画から、妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で所有権を移転します。受人は現在、東区瀬戸町万富の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具も増え手狭となったため、将来両親の世話もでき農地にも近い、父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番は、先ほど報告しましたように取り下げとなりました。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 3番から9番で9番を除く6件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等(3)の1番から9番で9番を除く8件を、許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等(3)で9番を除く8件を、許可と決定します。

なお7番は転用面積が3,000平方メートルを超えているので、11月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

近藤推進委員入室

議長 次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）、申請等（５）（利用権の設定）を一括して審議します。それでは事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査 申請等（４）の所有権の移転については６ページ１番、２番の２件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、１番が財団から耕作者へ、２番が農地の所有者から財団への所有権移転です。

申請等（５）の利用権の設定については、中区が７ページ１番、２番の２件、東区が８ページ１番から７番の７件で、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案とおりの承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４）、（５）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

清水副主査 ９ページ１番から４番までの４件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は、すべて無しです。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、４件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（１）４条届については、１０ページ１番から５番の５件です。転用目的は自己住宅及び進入路が１件、共同住宅が１件、通路が１件、太陽光発電パネル設置が１件、農業用倉庫が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１１ページ１番から１２ページ１３番までの１３件です。転用目的は分譲住宅地が３件、長屋建住宅が２件、自己住宅が２件、貸露天駐車場が１件、共同住宅が１件、露天資材置場が３件、露天駐車場が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１３ページ１番から４番まで

の4件です。解約理由は、耕作目的が2件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、14ページ1番から3番の3件で、内容は普通野菜畑が2件、果樹園が1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 「農業委員会だより(第89号)」の発行について、「合同新年会」の開催について、農業委員・推進委員視察研修(中区・東区委員)の実施について説明する。

岸本職務代理者 それでは何か、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時17分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員